

# 令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時：令和5年2月7日（火）午後2時～  
場所：豊田市役所南庁舎7階 南74委員会室

## 議事次第

### 1 開会・福祉部長 挨拶

### 2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

### 3 令和4年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

### 4 議事内容

(1) 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画について（協議事項）

本資料(P.2-4)、別添資料1

(2) 令和5年度とよた市民後見人養成講座について（報告事項）

別添資料2

(3) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて（協議事項）

本資料(P.5-12)、別添資料3

#### <送付資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第1回会議本資料
- ④ 別添資料1 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画（案）
- ⑤ 別添資料2 令和5年とよた市民後見人養成講座カリキュラム（案）
- ⑥ 別添資料3 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し（案）
- ⑦ 参考資料1 豊田市地域生活意思決定支援事業関連資料
- ⑧ 地域共生社会推進全国サミット in とよた チラシ
- ⑨ 意見書 ※委員のみ

令和5年2月7日(火)午後2時～4時  
豊田市役所 南74委員会室

### 令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

## 席次表

リモート参加

豊田加茂医師会  
柴原 弘明  
  
<オブザーバー>  
名古屋家庭裁判所岡崎支部  
主任書記官  
鈴木 尚人

会長  
愛知県社会福祉士会  
近藤 孝  
副会長  
愛知県弁護士会  
杉本 みさ紀

愛知県司法書士会  
川上 明子

モニタ

PC

愛知県厚生農業協同組合連合会  
豊田厚生病院  
杉村 龍也

豊田市基幹包括支援センター  
浦川 岳夫

豊田市社会福祉協議会  
くらし応援課  
課長 永井 広明

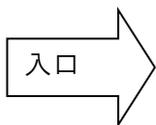
豊田市社会福祉協議会  
地域福祉推進室  
室長 鈴木 雅樹

豊田市地域自立支援協議会  
阪田 征彦

豊田市成年後見支援センター  
センター長 八木 将仁

PC

豊田市社会福祉事務所  
所長 梅田 幸延



説明者席  
福祉総合相談課  
主任主査 安藤 亨  
福祉総合相談課  
課長 大内 紀哉  
福祉部  
部長 柴田 徹哉

事務局

傍聴席

# 令和4年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議・本資料

---

令和5年2月7日（火）

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市成年後見支援センター

- 1 令和4年度の協議会の進め方について …… P. 1
  
- 2 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画について …… P. 2 - 4  
【別添資料1】
  
- 3 令和5年度とよた市民後見人養成講座について …… 【別添資料2】
  
- 4 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて …… P. 5 - 12  
【別添資料3】

# 1 令和4年度の協議会の進め方について

## 第1回 7/29

### ① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・2年間の取組評価
- ・中間見直しポイント整理

### ② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・市民後見人の活動報告
- ・市民後見人の受任要件
- ・養成講座の見直しの検討

### ③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・検討体制の報告

### ④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和3年度実績報告(参考資料)

## 第2回 11/10

### ① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・中間見直し(案)の協議

### ② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・養成講座カリキュラムの見直し
- ・くらし応援資金の検討

### ③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・試行実施の報告

### ④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和4年度中間報告(参考資料)

## 第3回 2/7

### ① 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

- ・中間見直しの承認

### ② とよた市民後見人の育成・共働について

- ・令和5年度事業計画の承認
- ・令和5年度養成講座

### ③ 豊田市地域生活意思決定支援生活モデル事業の構想案について

- ・試行状況の報告(参考資料)

### ④ 豊田市成年後見制度利用促進計画について

- ・令和4年度実績報告(次回報告)

## 2 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画について

### 3 令和5年度とよた市民後見人養成講座について

### < とよた市民後見人養成講座について >

#### 意見

- ・市民後見人養成講座受講者が後見人の業務を更に理解してもらうために、養成講座のどこかのタイミングで福祉事業所への体験や見学を含めることを提案する。

#### 対応

- 令和5年度にフォローアップ研修で実施する。

### < 暮らし応援資金について >

#### 意見

- ・適切な本人・親族申立てに対する応援（申立費用の立替）はできるだけ早く運用を開始していただけるとありがたい

#### 対応

- 1月から試行的に開始しており、4月から本格実施する。

#### 意見

- ・寄付を集めるための啓発を検討していただきたい。

#### 対応

- 計画に実施スケジュールを記載し、次年度において協議する。

- 令和4年度においては、成年後見制度を含めた権利擁護支援策の充実を図るため、「とよた市民後見人養成講座の見直し」と「暮らし応援資金の活用策の検討」を行った。
- 令和5年度は、これらの取組を実施していくとともに、地域の権利擁護支援活動を広く知ってもらうための広報、啓発活動を重点的に取り組む。
- 具体的には、暮らし応援資金に関する啓発活動の検討や、令和4年度に開設したホームページやSNS等を活用して、成年後見制度や権利擁護支援活動の取組を情報発信していく。

## ＜令和4年度取組実績＞

とよた市民後見人養成講座の見直し

暮らし応援資金の活用策の検討

成年後見支援センターのホームページ、SNS開設

## ＜令和5年度事業計画のポイント＞

**とよた市民後見人養成講座の実施**  
(事前説明会 兼 とよた市民のための意思決定支援・権利擁護支援を学ぶ会)

**暮らし応援資金の活用策の充実、啓発活動の検討**

**ホームページやSNS等を活用した情報発信**  
(成年後見制度、とよた市民後見人、暮らし応援資金、各種相談会等)

## 4 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて

### 認知症介護家族会

- ・ 制度の内容が難しい。専門用語が多くてわかりにくい。
- ・ 本当は必要でも意味がわからないため、利用に手を出せない人が多いのではないか。
- ・ 後見人に選任された人が適切に支援してくれるか不安。
- ・ 学校の授業、自治区の総会、退職時説明会等に、制度の啓発したらどうか。

### 障がい者計画推進懇話会

- ・ 重度の障がいのある人への意思決定支援についても考えていただきたい。
- ・ 市民後見人養成講座はボリュームが多いため、参加へのハードルが高いのではないか。
- ・ 後見人に支払う報酬費用が負担になる。
- ・ 制度利用が必要な人に、地域の人（例：区長、民生委員）が気付けるような仕組みがあるのか。
- ・ 遺産相続や契約の時だけ制度を使ってみるといったことを考えられないか。

現在の取組等で説明できるものについては丁寧に紹介するとともに、いただいた意見のうち、以下の観点について中間見直しや今後の取組に反映させる。

- 広報・啓発に対して、成年後見制度「わかりやすい版パンフレット」の更なる活用
- 意思決定支援に対して、市民参画を得ながら進めること

取組の柱	重点取組 <span style="float: right;">（※ ____ : 名称変更）</span>
地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	① <u>身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備</u>
意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	② <u>市民・多職種と連携した意思決定支援の普及</u>
多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	③ <u>とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり</u>
後見人等支援の充実	④ <u>送付先変更に係る手続き事務のスマート化</u>
成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	⑤ <u>高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり</u> （懸案事項から移行）
支援者からセンターにつながる仕組みづくり	⑥ <u>消費生活センターとの連携策の構築</u> （懸案事項から移行）
成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	—
本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施	—

### (重点取組①) 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備

#### 意見

- ・部会で議論された内容に関して、本日の資料では提案がない。部会では病院や施設の困りごとに対する率直な意見が出ていたため、なんとか形にしていきたい思いがある。
- ・**部会の議論を次に繋げてほしいと思う。**
- ・**入院など緊急事態は本当に困っていて、生活福祉課など関係する部署にも関わってもらい、部会の中で検討していくべきだと思う。**  
身寄りのない人の支援を持続可能にしていくためには、福祉総合相談課だけが考えるのではなく、**我々も一緒に仕組みづくりや対応を検討していきたい**と強く感じている。
- ・病院側も、身寄りのない人が増えてきている中、アメニティセットを導入して、家族に頼らない仕組みを始めてきている。**行政と一緒に方向性を考えてく体制を今後も続けていきたい。**
- ・現在は身寄りのない人でも入院、入所やアパートに入居できる社会が構成されるまでの過渡期であって、一時的や短期間であっても**現在の困りごとを解決できる制度を作っていけると良い。**

#### 対応

- 医療相談員との情報交換会を11月30日に実施。**
  - 問題別にカテゴリー化して、一つ一つ対応策を考えていけるとよい。
  - 様々な機関で、自分達で、地域で、何ができるのかを意見を出し合えると少し見えてくるものがあるのではないか。
  - 行政だけではなく、病院全体でもできることをしていけるといいと思った。
  - 地域や行政、医療機関が協力し合えるよう関係づくりができるとうよい
- 3月9日に、身寄りのない方への支援のあり方検討部会を開催する。福祉総合相談課や生活福祉課など関係部署も参加の上、入院・入院時における緊急対応等の支援の方向性や役割分担などについて検討する。**

### (重点取組②) 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及

#### 意見

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」だけではなく、厚生労働省が発出している障がい者や認知症に係る意思決定支援のガイドラインの対応はどうなっているのか？

#### 対応

- 高年齢分野や障がい分野においても、支援者に対して意思決定支援の取組を進める。

### (重点取組⑤) 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

#### 意見

- ・ **施設従事者や使用者による虐待の対応**については、福祉事業所の指定権限や民間企業への障害者差別解消法の理解促進が障がい福祉課の業務であることから、虐待発生の対応のみならず防止の観点を踏まえると、**障がい福祉課が当事者となって業務を担うべき**と考える。
- ・ 障がい分野については**障がい福祉課**に主体的に関与していただきたい。施設従事者からの虐待を想定すると、高齢者施設の場合は**介護保険課**の積極的な関与が必要と考える。

#### 対応

- **障がい者施設の施設従事者による虐待対応については、令和5年度からは障がい福祉課が中心となり対応する。**
- **高齢者施設の施設従事者による虐待対応については、介護保険課で対応する。(これまでと同様の対応)**

### (重点取組⑥) 消費生活センターとの連携策の構築

#### 意見

- ・消費生活センターには被害者救済や個人を助ける視点をもう少し持った対応をしていただきたいと思う。

#### 対応

- 令和5年度からは消費生活センターとの勉強会を開催し、消費生活相談に関する意見交換や課題の共有を行う。

## (懸案事項) 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

### 意見

- ・新たな法人後見について社会福祉法人に話をしていくことが必要だと思う。

### 対応

- 社会福祉法人（R5.1月末時点4法人）に個別ヒアリング実施。**
  - ・4法人ともに必要性については認識いただいた。その上で、今後さらなる検討を進める際に考慮すべき主な意見は以下のとおり。
    - 社会福祉法人が取り組む意義（社会福祉法により実施が求められる「地域における公益的な取組」に当たるなど）を示す必要がある。
    - 社会福祉充実計画を作る法人であれば、一定の拠出はできるかもしれない。
    - 単独の法人では利益相反の観点への対応が難しい。法人間が連携して後見し合う仕組みや、別法人に出向する形などを考える必要がある。
    - 訪問等の頻度が月1回程度であるなら、兼務や空き時間などの形も活用していくことが考えられ、そうなれば、法人としては既に訪問業務を持っている地域包括支援センターに配置している職員が訪問等の間で実施していくことが効率的・効果的だと考える。市からの委託業務を適切に実施できるのであれば、そのような形も認めてもらえると法人としては実施しやすい。

### 意見

- ・これまでセンターが受任した法人後見の分析を進めてほしい。

### 対応

- 現在、分析・整理中。ヒアリングの継続実施結果と併せて次回の会議で提示予定。**

# 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画（案）

別添資料 1

業務名	目指す姿	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	取組ポイント
1 広報業務	①制度に関する市民の認知度が向上している	出前講座の開催(20回/年) 市民講座の開催(1回/年)	出前講座の開催(適宜)												ホームページやSNSを活用して制度の周知や講座の情報発信を行う。
	②関係機関の理解が深化し、協働できる関係性の構築ができています	専門職との勉強会(12回) 関係機関向け講座の開催(2回/年)	リーガルサポート(月1回)、ばあとなあとの勉強会(年4回) 社協内権利擁護研修 専門職との交流会 金融機関向け講座 関係機関向け研修 社協ホームページにて受任状況や運営情報について公開 関係機関向け研修												関係機関向け研修や専門職との交流会を継続的に開催し、更なる連携強化を図る。
2 相談業務	①相談に対し、適切に対応できる体制が構築されている	センターを通じ、新規で成年後見制度に関する相談ができた市民の実人数(250名/年)	後見センターカンファレンス(毎日) 定例会における全案件の進捗確認(月1回)												毎朝のカジュアルにて情報共有し、センター職員の誰もが対応できる体制を構築する。
	②早期から権利擁護支援の検討や必要性の見極めができる環境が整っている		センターにつなげるケースの目安の活用 関係機関と連携した相談支援や適切な事前事務管理、申立検討時におけるケース会議の開催等												「権利擁護につなげるケースの目安」を活用し成年後見制度の基礎知識を身に付けられる研修を行う。関係機関とのケース会議を積極的に行い、本人にとって必要な制度事業につながるよう支援する。
3 利用促進業務	①制度が必要な市民をキャッチし、利用まで繋げられる環境が整っている	申立書類作成支援件数(100件/年)	申立書類作成支援(適宜) 受任調整会議(毎月) ランチ機能の活用												支所、CSWとの連携を強化する。関係機関と連携を深めて申立の協力体制を構築する。
	②とよた市民後見人が受任し活躍している	市民後見人の受任者数(12件/年)	受任調整会議、追加選任申立 フォローアップ研修												本人の状況に応じた市民後見人への適切なリレー体制を整備する。市民後見人が活動するうえで困ることがないようにバックアップを充実させる。
	③権利擁護の担い手が増えている	とよた市民後見人養成講座の受講者数(30名)	養成講座広報 事前説明会 第4期とよた市民後見人養成講座 バンク登録面接、バンク登録、バンク登録説明会												ホームページやSNSを活用して多くの市民の方に興味を持ってもらえるよう幅広く広報活動を行う。
4 後見人支援業務	①本人と後見人等が孤立せず、チームを構築できている	受任調整をした案件のチーム会議開催率(100%)	チーム会議の開催(適宜)												専門職後見人に受任1年後を目安にアンケートによるモニタリングを行い、後見人支援の充実を図る。
	②後見人等の相談窓口としての認知度が向上している	後見人等からの相談件数(50件/年)	後見人等からの相談に対する支援(適宜)、リーガルサポートやばあとなあとの勉強会における相談への対応 親族後見人等にむけた、弁護士・司法書士による専門職相談会の実施(月2回)及び継続的な支援												ホームページ等を活用して親族後見人へ専門職相談会の周知を図る。
5 法人後見業務	複合的な課題を持つ市民でも、制度を活用し権利が守られる体制が整備されている	法人後見受任件数(50件/年)	定例会における、法人後見の適切な受任(月1回) 報酬付与申立の実施(適宜) 市民後見人との連携(複数受任、監督人)												身上保護を中心としたきめ細やかな支援を行う。市民後見人との協働(複数後見)。
6 体制整備業務	上記業務を含め、制度利用促進を進めるうえで基盤となる体制が整備されている	定例会の開催(12回/年) 協議会事務局(3回/年)	定例会の開催(月1回) 協議会の運営 市モデル事業への参画 協議会の運営 協議会の運営 協議会の運営												くらし応援資金を活用した権利擁護支援の充実を図る。ホームページや社協だより以外の広報方法を検討する。

**【事前説明会 兼 とよた市民のための意思決定支援・権利擁護支援を学ぶ会】** (令和5年6月17日、24日)

講座	月	日	時間	科目	講師
事前説明会	6	17 (土)	14:00~14:10【10】	開会	
			14:10~15:10【60】	地域共生社会の実現に向けた意思決定支援の推進～在宅医療と意思決定支援	豊田加茂医師会 理事 柴原 弘明氏
			15:10~16:10【60】	豊田市における権利擁護・意思決定支援の取組について とよた市民後見人養成講座について	豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当 豊田市成年後見支援センター職員
事前説明会	6	24 (土)	14:00~14:10【10】	開会	
			14:10~15:10【60】	地域共生社会の実現に向けた意思決定支援の推進～地域における権利擁護支援活動	同志社大学 社会学部 教授 永田 祐氏
			15:10~16:10【60】	豊田市における権利擁護・意思決定支援の取組について とよた市民後見人養成講座について	豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当 豊田市成年後見支援センター職員

\*第5回地域共生社会推進全国サミット in とよた (令和5年10月12日、13日開催) のイベントとして実施

**【基礎講座】** (令和5年7月22日~10月7日) 13:00~16:30

(本: 本人の意思と利益の尊重、市: 市民としての生活の実現、生: 生活等への変化の気づき、後: 後見人としての自覚、公: 公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目	7	22 (土)	13:00~13:10【10】	開講式	
			13:10~13:40【30】	オリエンテーション ①豊田市の市民後見活動の理念(本・市)	豊田市成年後見支援センター職員 豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当
			13:40~14:40【60】	②権利擁護と成年後見制度	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 松山 剛久氏
			14:50~16:20【90】	③本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医 坪井 重博氏
2日目		29 (土)	13:00~14:30【90】	④高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム職員
			14:40~16:10【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	社会福祉法人 無門福祉会 常務理事 阪田 征彦氏
3日目	8	19 (土)	13:00~14:30【90】	⑥本人の理解(精神障がい)(市・生)	医療法人豊和会 南豊田病院 PSW 成瀬 智氏
			14:40~16:10【90】	⑦医療機関と公的医療保険制度(後・公)	豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也氏
4日目	9	2 (土)	13:00~15:00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	豊田加茂医師会 会長 加藤 真二氏 豊田市地域包括ケア企画課職員
			15:10~16:10【60】	⑨介護保険制度(市・生)	社会福祉士 水谷 英次氏
5日目		16 (土)	13:00~14:30【90】	⑩法律知識の基礎(民法)(後・公)	弁護士 浅井 悠一朗氏
			14:40~16:10【90】	⑪対人支援の方法	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文氏
6日目		30 (土)	13:00~16:00【180】	⑫市民による意思決定支援の活動の実際	とよた市民後見人 意思決定フォロー
7日目	10	7 (土)	13:00~15:30【150】	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み	司法書士 前田 裕之氏 司法書士 近藤 正氏 豊田市成年後見支援センター職員
			15:40~16:00【20】	実務講座の説明	豊田市成年後見支援センター職員

**【実務講座】** (令和5年10月21日~12月23日) 13:00~16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目	10	21 (土)	13:00~13:30【30】	⑭豊田市役所 福祉部の話	豊田市福祉総合相談課 権利擁護支援担当
			13:30~16:00【150】	⑮グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	トヨタ記念病院 MSW 河合 由美氏 社会福祉士 近藤 孝氏
2日目	11	4 (土)	13:00~16:00【180】	⑯グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
3日目		18 (土)	13:00~16:00【180】	⑰とよた市民後見人の実務1(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士 川上 明子氏 豊田市成年後見支援センター職員
4日目	12	2 (土)	13:00~16:00【180】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 社会福祉士 豊田市成年後見支援センター職員
5日目		14 (木)	14:00~15:00【60】	⑲家庭裁判所の役割	名古屋家庭裁判所 岡崎支部
6日目		23 (土)	13:00~16:00【180】	⑳とよた市民後見人の実務まとめ(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 豊田市成年後見支援センター職員
			16:00~16:20【20】	修了式	

\*終了は16:30(5日目は15:30)。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

第5回

～つながるミライへ～

# 地域共生社会推進 全国サミット



ミライのフツィを  
みにおいでん!!

開催日

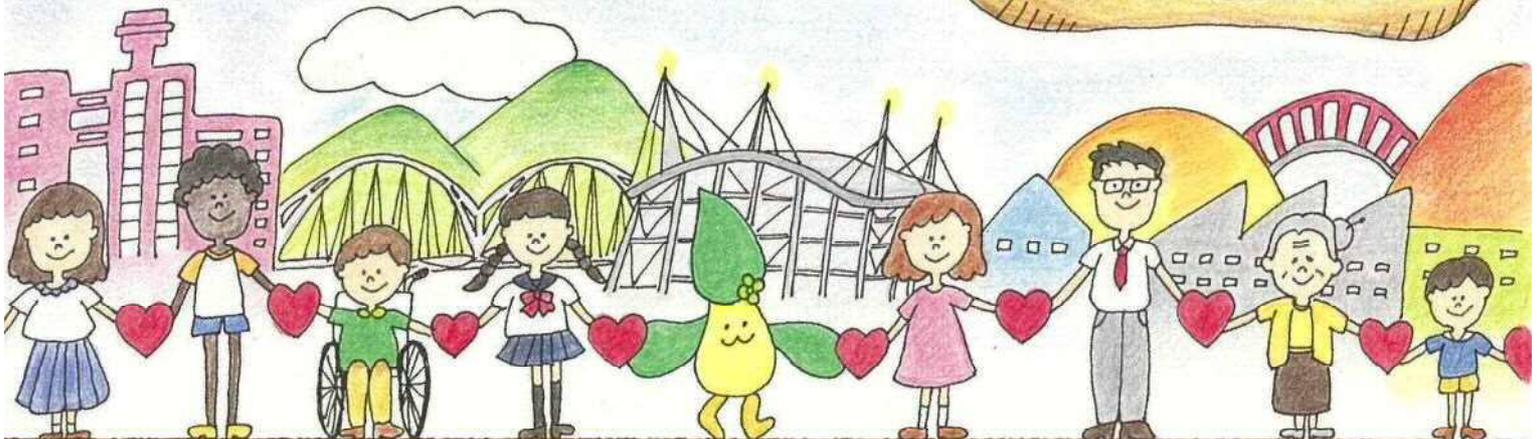
2023年  
10月12日(木)  
13日(金)

会場

名鉄トヨタホテル  
参合館  
(コンサートホール  
能楽堂)

地域共生社会って何?  
「あなたが主役です。」

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越え、つながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。



お問合せ

愛知県豊田市役所 福祉総合相談課

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL: 0565-34-6791 E-mail: fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp

## 前期期間の総括と中間見直しの方針

### 1 豊田市成年後見制度利用促進計画について（令和2年3月策定）

計画期間	令和2年度から令和7年度まで
目指すまちの姿	安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～
位置付け	・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条第1項に規定される市町村計画として策定 ・「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連動して策定
具体的取組	【重点取組】 新規又は拡充を行う取組 【基礎取組】 既に実施している基本的な取組 【懸案事項】 体制強化に向けて検討を進める事項

### 2 中間見直しの考え方

前期期間（令和2～4年度）における**計画の取組評価**を行った上で、**国の動向、社会情勢の変化（コロナ禍、デジタルトランスフォーメーション等）、当事者、関係者の意見**等を踏まえて見直しを行う。

#### 国：第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）

- 計画期間 令和4年度から令和8年度まで
- ポイント
- 「権利擁護支援」が、地域共生社会の実現に向けて、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として位置付けられた。
  - 市町村計画に「盛り込むことが望ましい内容」が示された。
  - 成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援策の充実という施策が示された。

### 3 計画の取組評価と後期期間（令和5～7年度）における取組の方向性

重点取組（計画図書該当ページ）	取組評価	後期期間における取組の方向性
重点取組（計画図書該当ページ）		
支援者・専門職向け研修会の開催（P.43）	計画通り	基礎取組に移行
センターにつなげるケースの目安の作成（P.45）	計画通り	基礎取組に移行
とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり（P.51）	一部実施	<b>重点取組として継続</b>
親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施（P.55）	計画通り	基礎取組に移行
送付先変更に係る手続き事務の簡素化（P.55）	一部実施	<b>重点取組として継続</b>
豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及（P.57）	計画通り	<b>重点取組として継続</b>
身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備（P.59）	一部実施	<b>重点取組として継続</b>

※基礎取組（14取組）は、一部の取組を「重層的支援体制整備事業」の取組と一体的に実施するなど充実させ継続する。  
※懸案事項（4取組）は、「2 中間見直しの考え方」に沿って、重点取組（2）、基礎取組（1）、懸案事項（1）に整理する。

#### 国の第二期基本計画を踏まえた中間見直しへの反映

- 本計画では「権利擁護支援」の考え方を既に取り入れているため、「目指すまちの姿」の見直しは不要。
- 本計画では「盛り込むことが望ましい内容」を既に取り入れているため、「取組の体系」の見直しは不要。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策として「豊田市地域生活意思決定支援事業」等の取組や権利擁護支援の重要な要素である「意思決定支援」に関する取組を重点取組に追加。

#### 社会情勢の変化

○全庁一体でデジタル化推進本部を中心とし、DXを推進

#### 当事者、関係者の主な意見

- 重度障がい者など様々な人への意思決定支援の取組が必要。
- 施設等での虐待防止の観点を踏まえ、介護・障がい事業所権限のある部署と連携した対応が必要。
- 消費生活相談との連携など権利救済の視点も重要。

計画における「目指すまちの姿」・「取組の体系」は継続しつつ、「具体的取組やその内容」については見直しを実施。

### 重点取組①

（旧名称：身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備）  
**身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備**

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

（担当部署）福祉総合相談課、生活福祉課

- ・法律、医療、福祉関係者等で構成される部会を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に設置するとともに、身寄りを頼ることを前提にしない支援のあり方を検討します。
- ・また、国の動向を踏まえながら、日常的な金銭管理支援と意思決定支援を組み合わせた「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	実態調査	課題整理	対応策の検討	身寄りのない方への支援あり方検討部会等を通じた支援の検討 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践		

### 重点取組②

（旧名称：豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及）  
**市民・多職種と連携した意思決定支援の普及**

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

（担当部署）地域包括ケア企画課、福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

- ・「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をはじめ、意思決定支援等に係る各種ガイドラインに沿った研修等を実施します。
- ・市民の参画を得ながら「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。（再掲）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	ポイント集の普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	〃	各種ガイドライン等に沿った研修等実施 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践（再掲）		

## 重点取組③

### とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課

- ・市民による権利擁護支援活動として重要な意思決定支援や身上保護の要素を充実させて、「とよた市民後見人養成講座」を実施します。
- ・また、くらし応援資金の活用策を充実させるとともに、その啓発活動を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
取組指標	第2期 養成		第3期 養成	見直し	第4期 養成	第5期 養成	第6期 養成
	運用開始・仕組みの充実 多様な主体への呼びかけ			活用策の充実	実施	実施	〃
				啓発策の検討	実施	〃	

## 重点取組④

### (旧名称：送付先変更に係る手続き事務の簡素化) 送付先変更に係る手続き事務のスマート化

豊田市

(担当部署) デジタル化推進本部

- ・「豊田市デジタル強靱化戦略」に基づき、「スマート窓口＝行かない・書かない・待たない窓口」の実現に向けた取組の一環として、送付先変更に係る手続き事務のスマート化を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	課題整理		対応策の検討	実施	全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施	
	(実績) コロナ禍の給付金、ワクチン接種券の送付先変更事務を対応					

## 重点取組⑤

懸案事項から移行

### 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課、介護保険課、障がい福祉課

- ・高齢者や障がい者虐待ケースにおいて、関係部署が連携して対応するとともに、専門的な助言が得られる仕組みづくりを進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の検討	実施
	(実績) 虐待研修の実施、虐待事例の現状把握					

## 重点取組⑥

懸案事項から移行

### (旧名称：消費生活センターとの連携策の検討) 消費生活センターとの連携策の構築

支援者 専門職 センター 豊田市

(担当部署) 福祉総合相談課、消費生活センター

- ・消費生活センターにおける消費生活相談から、権利擁護支援が必要な市民を適切な相談機関につなげる仕組みを構築します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	懸案事項	〃	〃	課題整理	実施方策の検討	実施
	(実績) 相談事例の情報共有					

## 懸案事項

### 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- ・本人にとってふさわしい成年後見人等の担い手を確保するため、社会福祉法人などの法人が後見受任できるように必要な取組を進めます。

## ●計画の進行管理

- ・「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認しています。
- ・「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- ・「懸案事項」については、あらかじめ検討時期を設定したうえで、それに応じた検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告し、方向性を確認しながら進めていきます。

## 第2回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会 説明資料

---

令和5年1月12日

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトチーム

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
  - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
  - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
  - ・ 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
  - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
  - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

## 1 委員長指示事項とWG等での検討状況について（報告1）

- 委員長指示事項（第1回全体委員会提示）
- 豊田市地域生活意思決定支援事業の進捗状況
- 各WGの検討状況

## 2 報告1に関する意見交換の論点について

## 3 今後のスケジュールについて

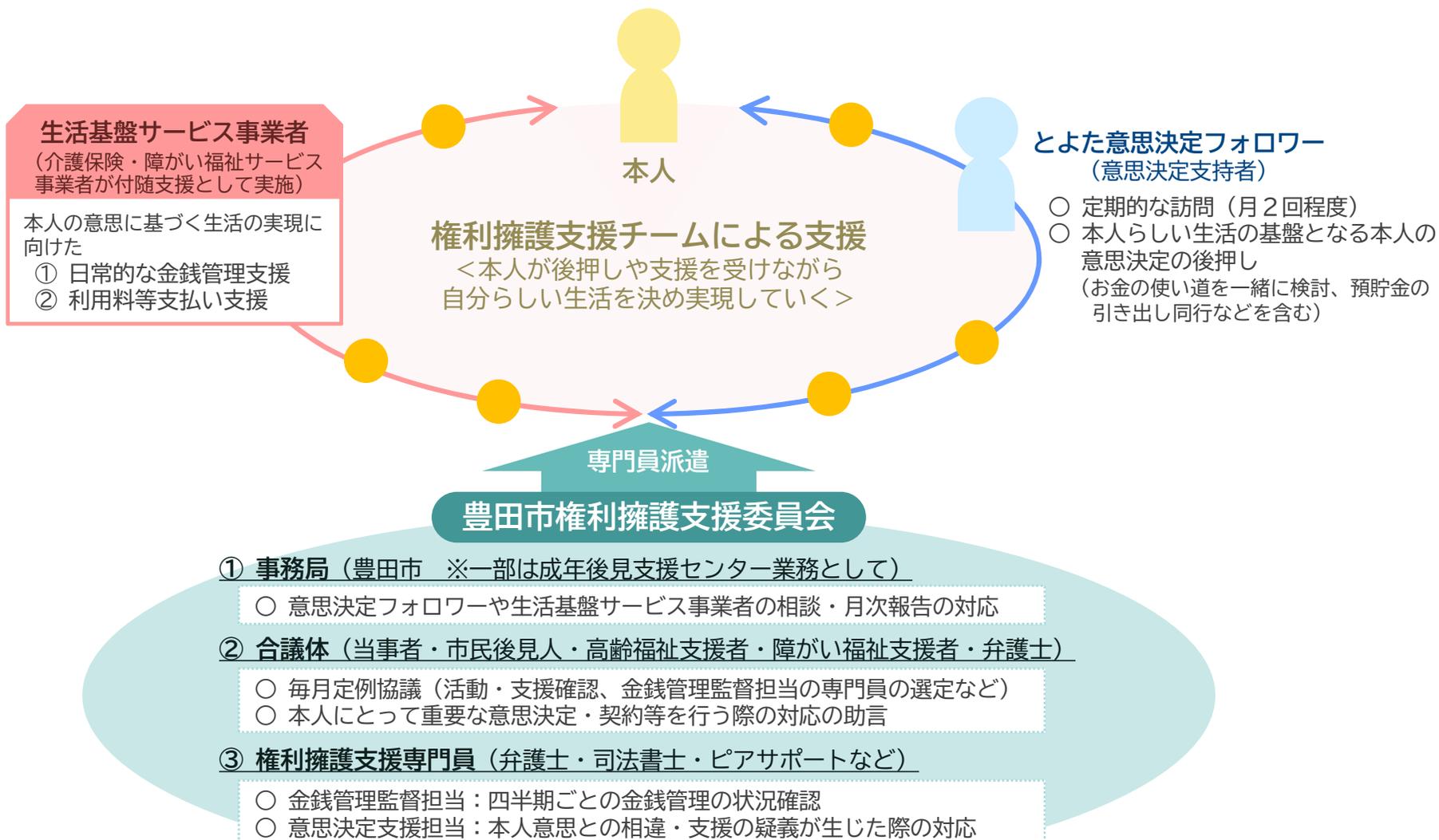
## 参考資料

# **1 委員長指示事項とWG等での検討状況について（報告1）**

以下の内容について、モデルケースの開始後の様子や状況を見つつ整理し、全体委員会に報告されたい。

- ① **利用の開始から活動・支援までに関する事業のフロー図**（主に豊田市。）  
→ 本日報告。今後は、今年度及び次年度においてモデルケースの実践例を増やす過程を通じ、フローの流れ等を確認し、必要に応じて適宜修正を行う。
- ② **意思決定フォローに必要となる研修の案**（主に SDM-JAPAN。ただし、試行に関わる意思決定フォローにヒアリング等を行い、参画する市民の意見も踏まえること。）  
→ 本日、研修WGの検討状況として、研修の骨格についての報告を行う。
- ③ **日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方**（主に豊田市。ただし、試行に関わる生活基盤サービス事業者に協力を求めること。）  
→ 継続検討中。本日、委員意見交換の参考として、モデルケース2事例についての金銭管理の状況についての報告を行う。
- ④ **権利擁護支援委員会に必要となる機能**（主に豊田市と SDM-JAPAN。）  
→ 継続検討中。本日、委員意見交換の参考として、アドボケイトWGの検討状況を報告する。
- ⑤ **本プロジェクトの有用性を伝えるシンポジウム等の普及啓発の具体案**（主に SDM-JAPAN。）  
→ 本日報告。

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



# 豊田市地域生活意思決定支援事業で活躍する各主体について（役割等）

本人

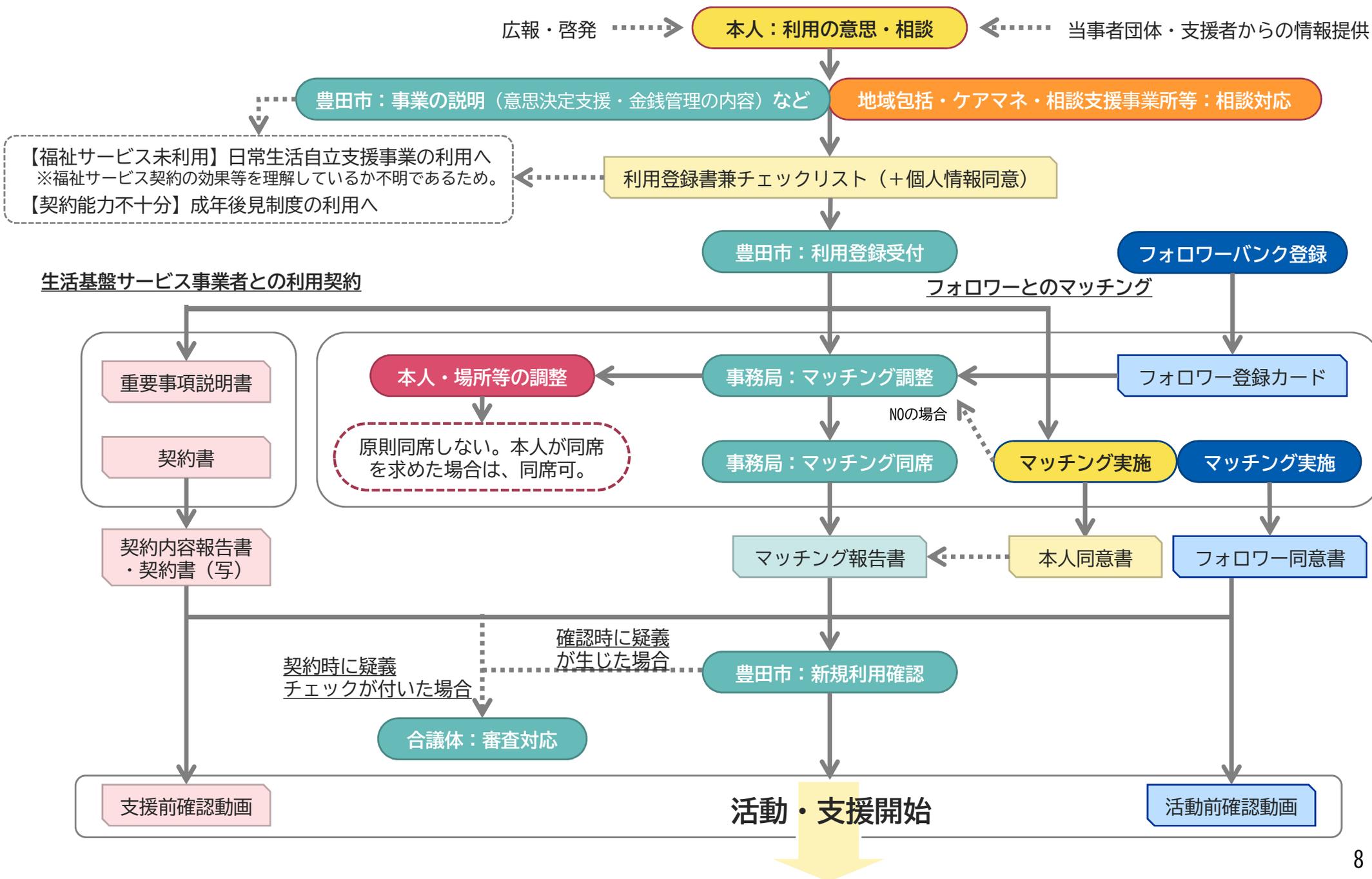
- 以下の全てに該当する豊田市民（豊田市が援護の実施者となる場合を含む）
- ・ 精神上的理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。
  - ・ 当該課題に対し、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難。
  - ・ 支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用している。

利用

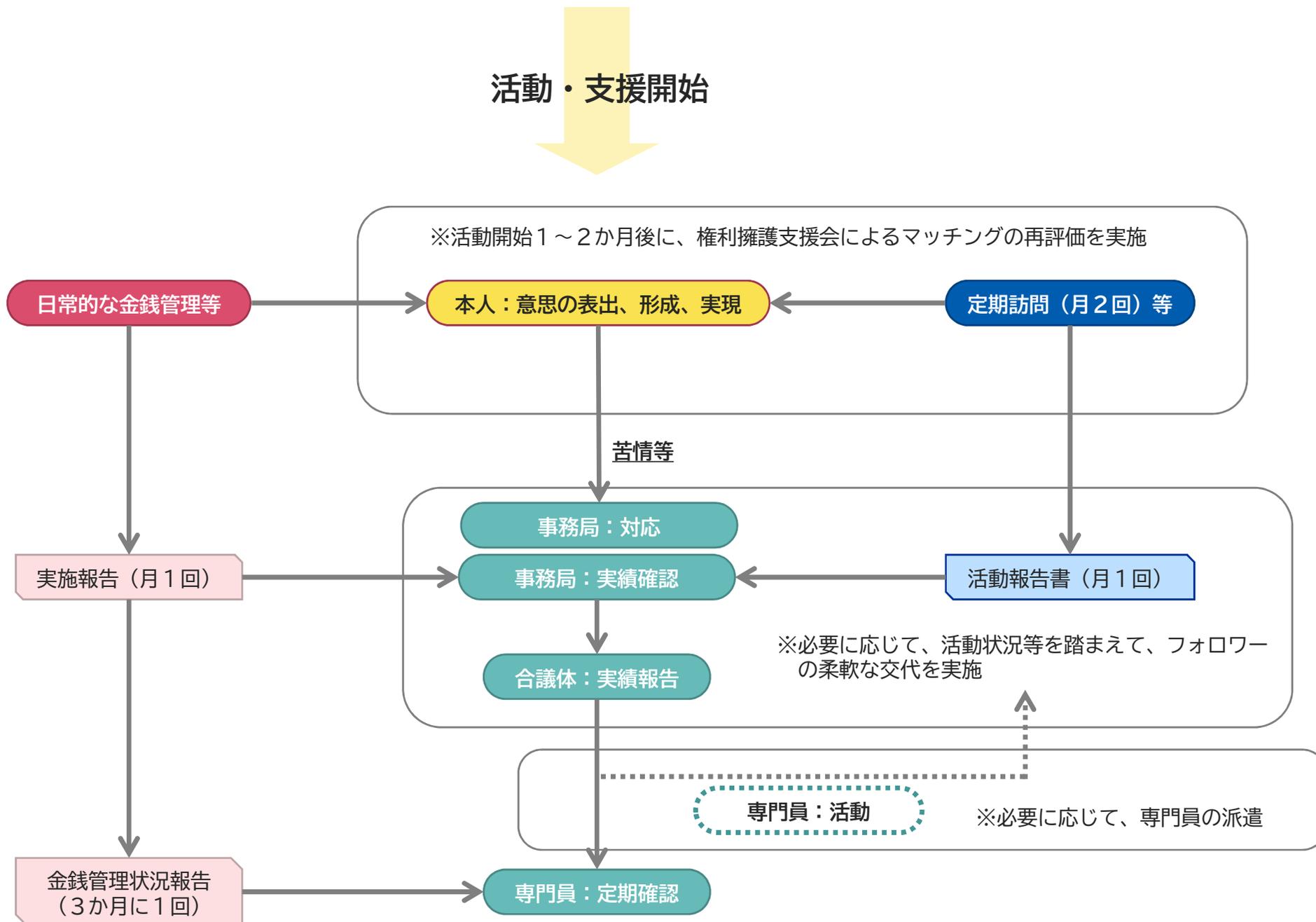
本人が、生活基盤サービス事業者が既に提供する介護保険等のサービスを利用していない場合は、原則として日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）の利用から始める。

※ 介護保険等のサービス利用をしている場合、サービス利用契約による内容や効果を理解して契約を締結し、同サービスを受領しているものと推定できる。当該サービスの延長線上にある契約（日常的な範囲で必要となる金銭管理等）についても、丁寧な説明を前提として、本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解される。

事業の建付		豊田市地域生活意思決定支援事業		
		豊田市意思決定フォロー推進事業		豊田市生活基盤サービス事業
主体	意思決定フォロー（意思決定支持者）	権利擁護支援委員会（合議体・専門員+事務局）		生活基盤サービス事業者
対象・参画者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市が委嘱した市民</li> <li>※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定（今後は、寄付等を活用したフォローの養成講座も予定）。</li> </ul>	<p>【合議体】 当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士</p> <p>【意思決定支援担当専門員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者を想定</li> </ul>	<p>【金銭管理監督担当専門員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市の指定を受けた介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者</li> </ul>
本人との関係性の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要綱に基づく豊田市からの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市が設置した同委員会からの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活基盤サービス契約書内に定期的な監督を規定（担当専門員は合議体にて選定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊田市が定める契約書及び重要事項説明書による契約</li> </ul>
役割等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な訪問（月2回程度）</li> <li>・ 本人らしい生活の基盤となる本人の意思決定の後押し（お金の使い道と一緒に検討、預貯金の引き出し同行などを含む）</li> </ul>	<p>【合議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月定例協議（活動等の確認、金銭管理監督担当専門員の選定など）</li> <li>・ 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言</li> </ul> <p>【意思決定支援担当専門員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の意思と支援者との相違・支援の疑義が生じた際の対応</li> </ul>	<p>【金銭管理監督担当専門員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四半期ごとの金銭管理の状況確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言</li> <li>・ 日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的な預かり（預貯金口座の管理を含む）と本人への受け渡し</li> <li>・ 福祉サービスの利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き</li> </ul>
事業運用に必要となる費用等	<p>3,000円/月 ※ 一般所得層の場合</p> <p>【本人負担】 2,500円 <small>（生保・非課税の場合は負担割合を反転）</small></p> <p>【公費負担】 500円</p> <p>3,000円＝豊田市社協の日常生活自立支援事業の利用料（1,200円/回）×2回＋公費</p> <p>生活保護ワーカーのモラルハザードを防止する観点も加味しながら、持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた</p>	<p>※ 権利擁護支援委員会の合議体や意思決定支援担当の専門員に係る費用（謝金等）は、豊田市が体制として整える。</p> <p>※ 本事業は福祉的な範囲であるものの、市民が自らの生活を意思決定できる環境づくりは行政が整えるべき下地と考えるため。</p>	<p>8,000円/月</p> <p>【本人負担】 原則1割負担</p> <p>【公費負担】 本人負担の差額</p> <p>8,000円＝東京家裁の後見報酬目安（20,000円）の1/2を少し下回る設定</p> <p>日常生活に必要な範囲の金銭管理は、誰しもがリスクを抱える可能性があることから、必要な費用を分担する考え方が適切と考え、介護保険と同様の負担設定にした</p>	<p>4,000円/月 ※ 在宅・一般所得層の場合</p> <p>【本人負担】 原則1割負担</p> <p>【公費負担】 本人負担の差額</p> <p>4,000円＝豊田市内社会福祉法人が任意で実施している金銭預かり事業での平均月額利用料2,300円を少し上回る設定</p>

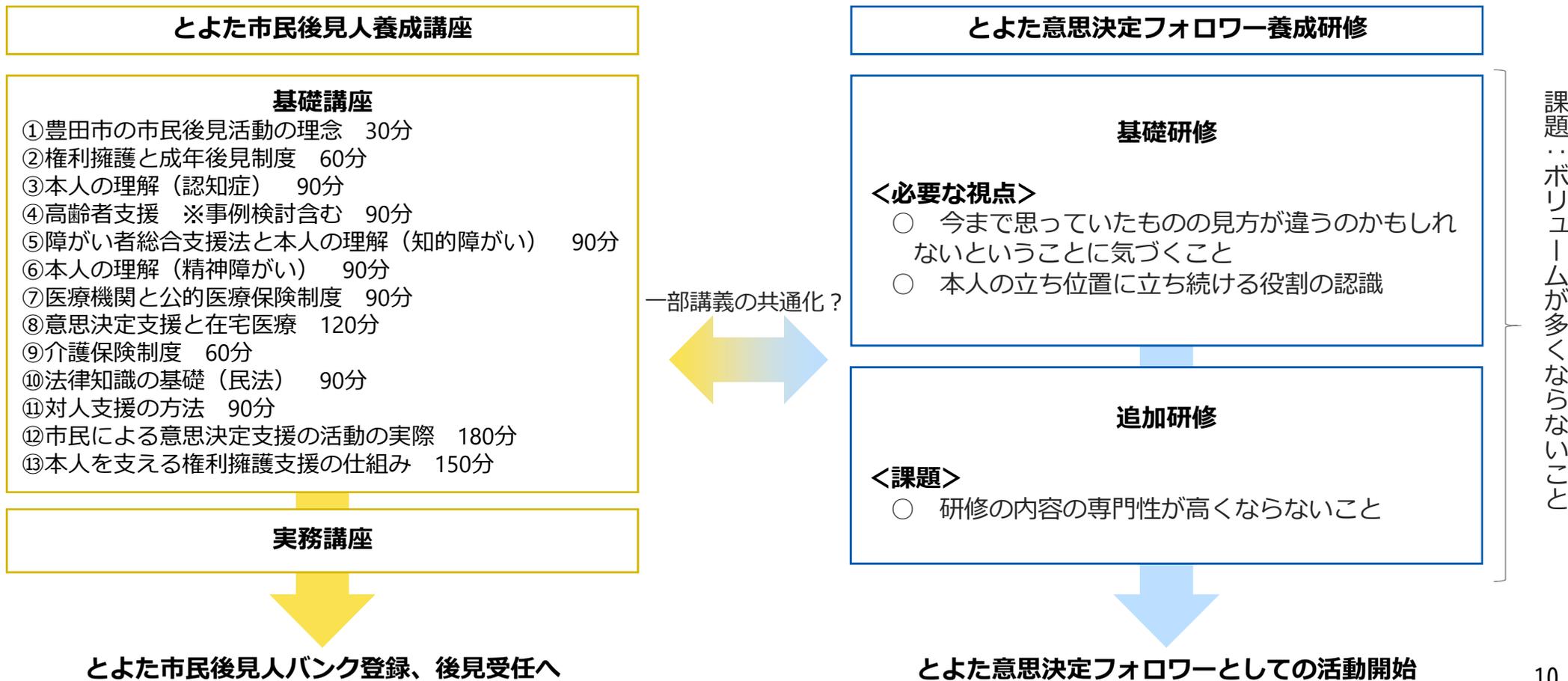


活動・支援開始



- 第1回全体委員会以降、2回のWGを開催し、主に意思決定フォロワー養成に係る研修プログラムの協議を実施した。
- WGでは、市民後見人と重なる部分を確認しながら、意思決定フォロワーとしては、「今まで思っていたものの見方が違うのかもしれないということに気づくこと」「本人の立ち位置に立ち続ける役割の認識」などに主眼に置く必要性を共有し、具体的な検討を進めている。
- 課題としては、研修内容の専門性が高くなったり、ボリュームが多くなると、参加者の負担感や新たに参画のしづらくなることを生じることが指摘された。対応策としては、例えば、市民後見人養成講座（基礎講座）の一部講義を共通化させて負担軽減を図るなどの案が提案されている。

## 意思決定フォロワーの研修骨格



- 第1回全体委員会以降、2回のWGを開催し以下の検討を行った。
  - ・ モデルケースの進捗報告を受けて、本事業開始にあたり本人の意思決定支援のための環境設定が適切に行われているかどうか検討。
  - ・ 本事業で使用する各様式やフローについて、アドボケイトの視点からみて、必要な事項が盛り込まれているかどうか検討。
  - ・ 権利擁護支援委員会（合議体）と権利擁護支援専門員の役割について整理した。併せて、後者の専門員については、①生活基盤サービス事業者に対する定期的な金銭管理監督を担当する役割（金銭管理監督担当の専門員）と、②本人・フォロワー支援を担当する役割（アドボケイト担当の専門員）の2種類が想定されるとした。特に②の専門員は、合議体により専門員の派遣依頼がなされる形をとることで、独立性を維持しながら活動することが期待される。

## 第5回（10月15日）WGでの議論状況

### 1 モデルケースの進捗についての報告と意見交換

特にアドボケイトの視点から、マッチングに向けて注意すべきポイントについて以下の指摘がされた。

- ・ 1ケース目において、フォロワーに本人情報を事前に提供していたことは、本人不在でフォロワーが動くことにもつながるため、良くないのではないか。
- ・ 皆が集まっているときに「このフォロワーで良いか」「この本人で良いか」と聞くと、双方にとってプレッシャーになるかもしれない。対面後にそれぞれに意向を確認するということが必要ではないか。
- ・ 2ケース目は、本人とフォロワーが話す時間を確保した点が良かった。他方で、必要と思われる本人情報をどのようにフォロワーへ伝達するかが課題となる。
  - ・ 本事業の始まりも終わりも本人が決めるとすれば、本人への十分な事前説明と事業理解が必要である。

### 2 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（案）について

- ① 本人に対する本事業の丁寧な説明と、本人がNoといえる環境設定が重要である。
- ② フォロワーは支援者ではなく、本人・フォロワー間の関係性の解消も双方において自由であること（但し、双方合意したことはできる限り守ること）について、本人への説明が必要である。
- ③ 事業者からフォロワーへの本人情報提供については、本人の同席の下、最小限の範囲で行うことが望ましい。

## 第6回（11月19日）WGでの議論状況

### 1 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（改訂案）及び様式案について

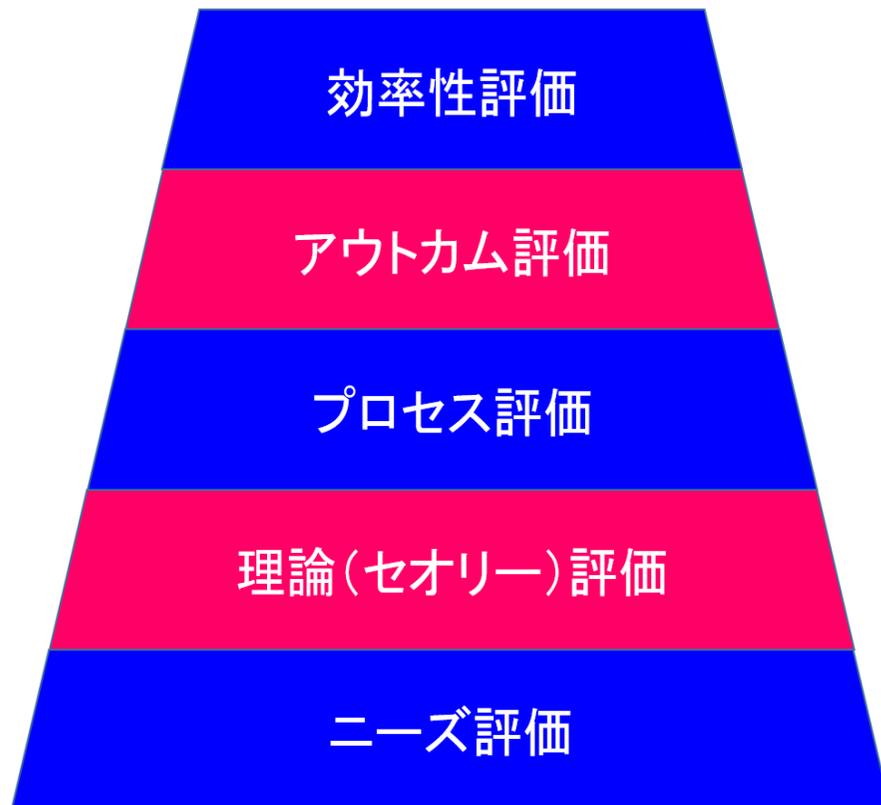
### 2 権利擁護支援委員会と権利擁護支援専門員の役割について

専門員と合議体の立ち位置、二分化についての議論を行った。

- ・ 合議体には、事業者による金銭管理の監督的側面と、本人・フォロワー支援的側面がある。
- ・ 権利擁護支援専門員には、定期的に関わる場面（金銭管理監督、フォロワー支援）と、課題に応じて関わる場面（本人の意思の把握が困難、本人と事業者・家族等の周囲との意見の相違場面、居所の選択その他社会生活上の意思決定の場面）がある。
- ・ 本人の全体像を俯瞰して調整する観点からすれば、監督的側面と支援的側面を分ける必要性はないのではないか。
- ・ 他方で、本人の側に立ってアドボケイト活動を展開する観点からすれば、両側面について、同じ権利擁護支援専門員が対応することが困難な場面もあり得るのではないか。

- 第1回全体委員会以降、1回のWGを開催し、モデルケースに対するニーズ評価、プロセス評価及びアウトカム評価を行うことにした。
- ニーズ評価は、本事業で解決すべきことに関し、本人や生活基盤サービス事業者も解決すべきこととして感じているかどうかについて、モデルケースの活動・支援の実施前にヒアリングにより確認を行う。
- プロセス評価は、本事業に関与する人々の役割を示す整理表を基にチェック項目を作成し、本人や意思決定支援フォロー、権利擁護支援委員会、生活基盤サービス事業者が、その役割を果たすために設定された取組を行ったかどうかについて、今年度末に確認を行う。
- アウトカム評価は、ニーズ評価で確認された本事業で解決すべきことに関して、本事業の実施を通して解決されたかどうかについて、今年度の末にヒアリングにより本人に確認を行う。

## 評価階層について



### 効率性評価とは...

プログラムにかかる費用等は妥当か??

### アウトカム/インパクト評価とは...

プログラムの成果はあがったか?? それはプログラムのおかげか??

### プロセス評価とは...

プログラムは意図したとおりに実施されたか?? 実施過程で何が、なぜ起きているのか??

### セオリー評価とは...

プログラムはどのような仕立てか?? その設計は目的を達成するために妥当か??

### ニーズ評価とは...

設定されたプログラムのニーズや対象は妥当か??

今年度実施する評価

# 豊田市地域生活意思決定支援事業におけるモデルケースの概要について

(令和5年1月中旬時点)



	高齢者であるAさんのケース	障がいのあるBさんのケース
ご本人の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>70代女性(要介護5、認知症)。</li> <li>特別養護老人ホームに入所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>50代女性(知的障がい、療育手帳あり)。</li> <li>市内のアパートで1人暮らし(現在は、グループホームのサテライト設定。数か月後に自立生活援助に移行予定)。</li> <li>市内の民間企業で清掃業務などに従事。</li> </ul>
意思決定フォロー	とよた市民後見人受任者	とよた市民後見人養成講座修了生
意思決定フォローの活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>月2回、施設に訪問して、1時間程度お話ししている。</li> <li>訪問を通じて、「佃煮を買いたいが、施設では対応してくれない」というお金の使い道に関するを確認。</li> <li>「コロナの濃厚接触により隔離されて嫌だった」といった話なども通じて、信頼関係の構築に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月2回、ご自宅に訪問して、1時間程度お話ししている。</li> <li>その他、買い物やイベントの同行も実施。</li> <li>訪問を通じて、「イルミネーション観にいつて楽しかった」という選好に関することや、「買い物の際、お金の勘定に戸惑っていると、店員によっては嫌な顔をされるので行きづらい」といった生活の不安も確認できた。</li> </ul>
生活基盤サービス事業者	<p>社会福祉法人C</p> <p>&lt;介護保険サービス事業者(特別養護老人ホーム)&gt;</p>	<p>社会福祉法人D</p> <p>&lt;障がい福祉サービス事業者(共同生活援助)&gt;</p>
生活基盤サービス事業者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。</li> <li>元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるように調整。</li> <li>施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。</li> <li>通帳と印鑑を法人で管理。</li> <li>本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。</li> <li>上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。</li> <li>サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。</li> <li>本人が現金管理。事業者が残金状況をチェック。</li> </ul>
権利擁護支援専門員(金銭管理監督担当)	豊田市内の司法書士(リーガルサポート所属)	豊田市内の弁護士(愛知県弁護士会所属)

## **2 報告 1 に関する意見交換の論点について**

モデルケースの報告を踏まえて、以下について意見交換されたい。

① **意思決定支援の関わり方について**

→ フォロワーの活動状況から、支援者と支持者の姿勢の違いや、市民が担うフォロワーが意思決定支援（特に、意思の実現）について関わるべき範囲などについて

② **日常的な金銭管理の範囲について**

→ 施設入所や在宅における日々の生活に必要な金銭管理の範囲（専門的な知識ではなく、豊田市で地域生活を営む視点で構わない）について

→ 日常的な金銭管理において、本事業で行っている方法等で課題になることについて

### **3 今後のスケジュールについて**

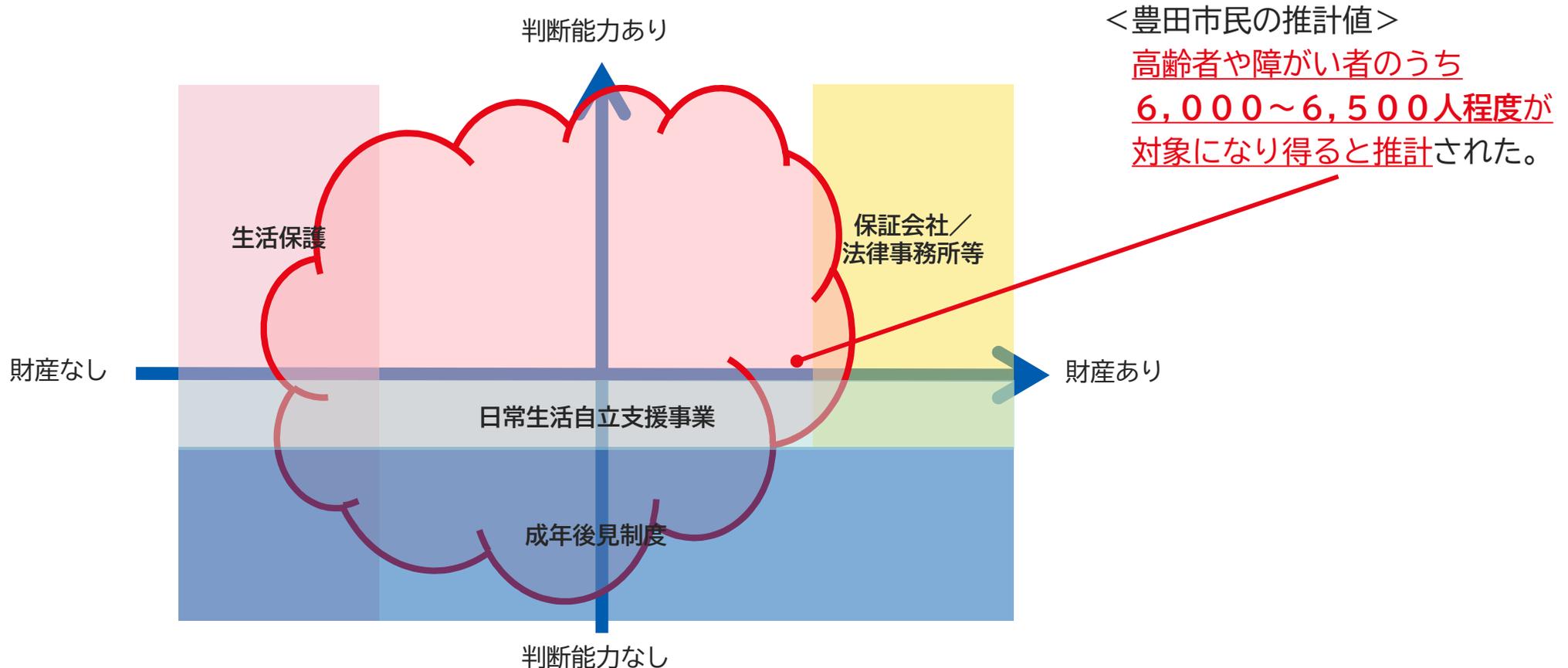
# 検討スケジュールについて（下半期）

<b>研修WG（1回あたり60分を想定）</b> <b>権利擁護支援委員会（1回あたり60分を想定）</b> ※メンバーが重複するため同日開催するが、趣旨と内容が異なることから時間を区切って実施。	<b>アドボケイトWG</b> <b>（1回あたり120分を想定）</b>	<b>評価WG</b> <b>（1回あたり120分を想定）</b>
<b>第10回研修WG（対面）</b> 1/12（木）13:00～14:00 ○ 研修プログラムについての協議 <b>第3回権利擁護支援委員会（合議体）（対面）</b> 1/12（木）14:00～15:00 ○ 進捗状況の確認	—	—
<b>&lt;参考&gt; 国：成年後見制度利用促進専門家会議 総合的な権利擁護支援策の検討WG（オンライン）</b> 1/16（月）13:00～15:30 ○ 豊田市の実践報告（参考人招致）		
<b>第11回研修WG（対面）</b> 2/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラムについての協議 <b>第4回権利擁護支援委員会（合議体）（対面）</b> 2/14（火）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	<b>第7回アドボケイトWG（オンライン）</b> 1/21（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ フォロワー活動支援のあり方 ○ 権利擁護支援専門員の活動フロー案	<b>第4回評価WG（オンライン）</b> 1/22（日）15:00～17:00 ○ ニーズ評価結果の確認
<b>シンポジウム（会場：福祉センターホール・オンライン）</b> 2/19（日）13:00～17:00 ○（第1部）豊田市事業の実践報告ほか、（第2部）パネルディスカッション		
<b>第11回研修WG（対面）</b> 3/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラム最終案の確認 <b>第5回権利擁護支援委員会（合議体）（対面）</b> 3/14（火）11:00～12:00 ○ 進捗状況の確認	<b>第8回アドボケイトWG（オンライン）</b> 3/11（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ アドボケイト視点のポイント整理 ○ 懸念事項が生じた場合の対応方法	<b>第5回評価WG（オンライン）</b> 3/19（日）15:00～17:00 ○ 評価結果の確認
<b>支援者向け意思決定支援研修（会場：福祉センターホール・オンライン）</b> 3/18（土）		
<b>第3回全体委員会（対面・オンライン）</b> 3月23日（木）、28日（火）、30日（木） ○ 令和4年度の報告、課題等に対する意見交換、次年度の取組に対する意見交換		

## 參考資料

- 豊田市は、企業城下町として発展してきた都市特性から、就労を機に豊田市で暮らし始める市民が多い（県外からの出稼ぎ、派遣社員などを含む）。そのため、親族等が遠方で頼ることのできない方を始め、単身高齢者や親亡き後の障がい者なども含め身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。
- このような方々を含め様々な市民が、豊田という地で安心して暮らし続けるためには、自らが生活をどう過ごしたいかを考えることができ、そしてその意思に基づいて金銭管理や各種手続きなどが適切に行えることが重要になる。

## ■ 身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある人のイメージ



- これまで意思決定支援や金銭管理など権利擁護支援に関する課題については、家族にその対応を求めるか若しくは成年後見制度の利用促進等により対応してきた。
- 一方で、身寄りを頼ることのできない市民などの権利擁護支援に関する課題は増大・多様化しており、人材・財政など持続可能性の観点から成年後見制度だけで対応していくことは困難。併せて、本人が必要とするニーズからは成年後見制度まで必要がない場合も多いことから、豊田市では成年後見制度以外の新たな支援策の必要性を感じている。

身寄りに期待される支援を受けられない可能性がある豊田市民  
6,000人程度

成年後見制度の利用の必要性が高い豊田市民  
664人

豊田市内・近郊の専門職の残り受任可能件数  
214人

## ■ 具体的に生じ得る課題

- ・ 契約や治療等の説明を本人と一緒に聞き、本人に寄り添って考えてくれる人がいない（適切に決めることや手続きが難しい）
- ・ 生活に必要な金銭管理を支えてくれる人がいない（身体が動かない人も含め預金の引き出し、現金の保管、支払いなど）
- ・ 衣類や日用品の買出しができない、家から荷物を届ける人がいない
- ・ 緊急連絡や死後の事務を行う人がいない

## ■ 現在の対応策と対応する上での課題

- 家族や親族による支援  
→キーパーソンの高齢化（親亡き後を含む）や世帯の変化、家族関係の変化などにより、家族等の支援を前提にできなくなっている
- 民間サービスの利用  
→監督庁がないことから、市民は透明性等に不安を抱えやすい
- 日常生活自立支援事業の利用  
→都道府県の財源確保、市町村社協の人材確保などにより、増大するニーズをすべて受け止めきれない
- 成年後見制度の利用  
→担い手（市民・法人・専門職等）の不足と地域偏在、強力な権限があるがゆえ支援者都合になりやすい、課題解決後も利用し続ける制度であるため本人・公費の経済的負担過多
- 行政による緊急対応・死後事務対応  
→緊急的な金銭管理、行旅病人及行旅死亡人取扱法若しくは墓地埋葬法で対応しているが、仕組みとして不安定

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケートWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

### （役割・機能）

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

### （金銭管理）

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

### （意思決定支援）

- 3 本人のしたいことや希望を大切にして、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

### （記録・報告）

- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

### （危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。<sup>21</sup>

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケートWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「生活基盤サービス事業者」の役割等

### （役割・機能）

1 本人の尊厳ある生活を実現するため、本人の日常的な金銭管理と支払い等の手続きを支援します。

### （金銭管理）

2 管理者等の下、複数の職員で確認するなど、透明性のある金銭の管理を行います。

### （意思決定支援）

3 定められた場面では、意思決定フォロワーや権利擁護支援委員会の立会いや支援を求めます。

### （記録・報告）

4 支援の記録は期日までに豊田市に提出するとともに、定期的に権利擁護支援委員会の確認を受けます。

### （危機等の対応）

5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

- 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクトでは、ワーキング・グループ（令和4年5～9月で、研修WGを計7回、アドボケートWGを計4回開催）を通じ、「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における仕組みの検討を実施。
- 議論の成果として、①本事業の参画者が共通して有すべき3つの理念と、②とよた意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会が果たすべき役割等を5項目ずつに整理した。

## 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

## 試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

### （役割・機能）

- 1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

### （金銭管理）

- 2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

### （意思決定支援）

- 3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

### （記録・報告）

- 4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

### （危機等の対応）

- 5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

- 地域共生社会の実現に向け、本人を中心した活動や支援に対し、「権利擁護支援」は重要な基盤かつ手段となるもの。
- 金銭管理を含む「権利擁護支援」に関する制度・事業は、いくつか存在しているが一長一短。認知症高齢者数の増加や障がい者の社会参加の機会増加により、今後増大・多様化するニーズに対し、特に、持続可能性の観点から現行の制度・事業は課題が多い。

	成年後見制度（法定後見）	日常生活自立支援事業	任意代理契約	豊田市地域生活意思決定支援事業
対象者（本人）	判断能力が不十分な方 （契約の意味・内容を理解できなくても利用可能）	物事の判断に不安はあるが、 契約の意味・内容を理解できる方	同左	同左
実施者	後見人等 （親族or市民or法人or専門職）	社会福祉協議会	任意の契約相手	市民（フォロワー） + 介護・福祉事業所等民間事業者 + 専門的知見・実務経験の保有者
実施者の選び方	本人が選べない （家庭裁判所が選任）	本人が選べる （基本的には社協一択）	本人が選べる	本人が選べる
実施内容	財産管理 + 身上保護 （法律行為（契約、相続等） の代理や取消が可能）	福祉サービスの利用援助 + 日常的な金銭管理 + 書類等の預かり	任意での内容で、財産 管理等を委任する	地域生活上の意思決定支援 + 日常的な金銭管理
権利擁護支援 （特に意思決定 支援の観点）	後見人等による （意思尊重義務・身上配慮義務あり）	支援員の関わりの中で実施	規定等はない	仕組みとして導入
監督機関	家庭裁判所	県運営適正化委員会	なし	権利擁護支援委員会
利用に必要な 費用	金額不明 （本人の財産、後見人の業務 の内容によって後見人の報酬を 家庭裁判所が決定）	1,200円/回（生保無料） + 書類等預かり250円/月	任意	豊田市が地域の実情等を勘案し設定 在宅利用者負担の目安 生保等 1,700円/月 その他 3,700円/月

- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、①意思決定フォロー推進事業と、②生活基盤サービス事業を一体的に実施する事業である。
- 「①意思決定フォロー推進事業」は、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業の生活支援員による支援と一部活動が類似することから、同事業の費用負担の仕組みを参考にしつつ、持続可能性の観点から応益負担を取り入れて費用負担の考え方を整理した。
- 他方、「②生活基盤サービス事業」は、既に介護保険・障がい福祉サービスを実施している事業者が既存のサービスに付随して支援することを当面の間想定している。このことから、介護保険サービス等の費用負担及び報酬の仕組みを参考に、併せて豊田市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりにおける利用料の状況を踏まえ、費用負担及び報酬の考え方を整理した。

## 豊田市地域生活意思決定支援事業（在宅利用者負担の目安：生保等 1,700円/月、その他市民 3,700円/月）

### ① 意思決定フォロー推進事業

利用料	
生活保護受給又は市民税非課税の市民	その他の市民
500円/月	2,500円/月

- 日常生活自立支援事業の利用料（豊田市社協は1,200円/回）は、生活支援員の人件費相当として積算されている。
- このことを踏まえ、本事業は、フォローによる活動が中心であることから、フォローの月2回訪問分を想定して、費用負担を設定。
- なお、生活保護ワーカーのモラルハザードを防止することも加味しながら、持続可能性の観点から、応益負担の考え方を取り入れた。

### ② 生活基盤サービス事業（利用者負担の目安：在宅 1,200円/月、施設 1,100円/月）

- 以下に示す単位数の構造により、生活基盤サービス事業給付費を算定する。
- このうち、原則1割（一部高額所得者を除く）を利用者負担分、残りを公費負担分とする。

事業者による金銭管理に対する基本部分	
イ 日常的な金銭管理費	(1月につき 200単位)
ロ 初回加算	(1月につき 20単位)
ハ 手続き等支援加算	(1月につき 100単位)
ニ 在宅支援加算	(1月につき 100単位)
権利擁護支援委員会による定期的確認に対する基本部分	
ホ 日常的な金銭管理監督費	(1月につき 800単位)

中山間地加算  
+15/100

- 市内の社会福祉法人（障がい者入所支援）が任意で実施している金銭預かりに要する費用が、平均2,300円/月であることを踏まえて、障がい者の利用も含めた形での給付費を設定。
- 中山間地居住者支援加算と初回加算の額は、介護保険サービス報酬と同等の率・単位数とした。

- 介護保険サービスの医療連携体制加算において、サービス提供事業所が医療機関等との連携に必要な費用を確保できるようにしているのと同様に、生活基盤サービス事業が、権利擁護支援委員会による定期的な管理状況のチェックに対する費用を支払うことを想定。

# 豊田市地域生活意思決定支援事業と成年後見制度利用支援事業 (報酬助成) との公費負担の比較



- 豊田市地域生活意思決定支援事業の具体的な費用額は、成年後見制度利用支援事業による報酬助成額及び日常生活自立支援事業の利用料を鑑み、介護保険サービス等報酬の考え方を踏まえ、利用者負担の度合い及び事業の継続性の両方の観点から算定を行った。
- また、これについては、毎年度対象者数が右肩上がりで増加している成年後見制度利用支援事業の報酬助成の上限額（厚生労働省老健局のQ&Aに基づき、豊田市は施設入所 18,000円/月、在宅28,000円/月）との比較を行い、全額公費負担である同事業の報酬助成に対し、利用者負担を導入する本事業の持続可能性の確認を行った。

	施設入所×生保等	施設入所×その他市民	在宅×生保等	在宅×その他市民
<b>① 意思決定フォロー推進事業の公費負担分【定額】</b> フォロワーの実費弁償等：3,000円/月 =日常生活自立支援事業の利用料（1,200円/回）×2回+公費	2,500円	500円	2,500円	500円
<b>②生活基盤サービス事業の公費負担分【原則、給付費の9割】</b>				
事業者に係る給付費分 事業者の収入：3,000～4,000円/月 =市内社福の金銭預かりの平均月額利用料2,300円を少し上回る設定	2,700円 (3,000円×90%)	2,700円 (3,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)	3,600円 (4,000円×90%)
権利擁護支援委員会に係る給付費分 権利擁護支援専門員報酬：8,000円/月 =東京家裁の後見報酬目安（20,000円）の1/2を少し下回る設定	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)	7,200円 (8,000円×90%)
<b>ア 豊田市地域生活意思決定支援事業の公費負担分【①+②】</b>	12,400円	10,400円	13,300円	11,300円
<b>イ 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の公費負担分【全額】</b> 厚労省のQ&Aに基づき市要綱で規定	18,000円	18,000円	28,000円	28,000円
<b>差額（イーア）</b>	<b>5,600円</b>	<b>7,600円</b>	<b>14,700円</b>	<b>16,700円</b>

令和4年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議 意見書

氏名 \_\_\_\_\_

○本日の会議で言い足りなかったことや、追加意見などがあれば、ご記入ください。

2月14日（火）までにメールまたはFAXにてご提出ください

送付先

豊田市 福祉総合相談課

権利擁護支援担当 杉浦

TEL (0565) 34-6791

FAX (0565) 33-2940

E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp